

佐倉市福祉有償運送運営協議会設置要綱

(目的)

第1条 佐倉市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、有償運送の適正な運営の確保を通じ、佐倉市の住民の福祉の向上又は交通空白地域の解消を図り、公共の福祉の増進を図るため、自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価並びにその他自家用有償旅客運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議するため設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) NPO法人等 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく社会福祉法人その他の法律に基づく営利を目的としない法人で、福祉有償運送を行うことがその目的に当たるものをいう。
- (2) 福祉有償運送 公共交通機関の利用が困難な移動に制約のある者に対して、営利を目的とせず、福祉車両等を使用して移動手段を提供することをいう。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 法第79条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録（法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項
- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による協議が調った状態でなくなったことに関する事項
- (3) 協議会の運営方法、自家用有償旅客運送のサービス内容その他自家用有償旅客運送に関し協議会が必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱又は任命を行う。

- (1) 佐倉市を営業区域に含む、バス、タクシー事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びこれらの事業者が組織する団体の指名する職員
- (2) 千葉運輸支局長又はその指名する職員
- (3) 佐倉市において現に自家用有償旅客運送を行っているNPO法人等に所属する者のうちその代表者が指名する者

- (4) 公募市民
 - (5) 市長又はその指名する職員
 - (6) その他市長が必要と認める者
- 3 前項第4号の公募市民の委員は、市民の意見を反映するため、佐倉市内に1年以上在住する者を公募するものとする。
- (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長を置き、市長又はその指名する職員を充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
 - 3 協議会に副会長を置き、会長が指名する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (任期)

第6条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員の欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員が委嘱され、又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(協議会の運営)

第7条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 第4条第2項第2号に掲げる委員以外の委員は、その者が会長又は副会長である場合を除き、やむを得ない理由のため会議に出席できないときは、あらかじめ委任状を提出し、当該委員の属する機関又は団体に属する者を代理人として出席させ、議事及び議決に加わることができる。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第4条第2項第3号の委員（次項の規定による委任を受けた当該委員の代理人を含む。）については、自らが行い、又は行おうとする福祉有償運送に係る議事に加わることができない。
- 5 前項の規定により委任状を提出した委員は、第2項及び第3項の規定の適用に当たっては、協議会に出席したものとみなす。
- 6 第3項の規定にかかわらず、委員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により、議事に同意する旨の意思表示をしたときは、協議会の議決があったものとみなす。
- 7 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し会議への出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。
- 8 協議会は原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じて非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

9 協議会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(協議会の開催)

第8条 協議会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

(1) NPO法人等が、法第79条の登録、法第79条の6第1項の有効期間の更新の登録又は法第79条の7第1項の変更登録の申請を行おうとするとき。

(2) 福祉有償運送に係る重大事故、問題等が発生したとき。

(3) その他福祉有償運送事業の適正な実施のために必要があると認められるとき。

(有償運送に係る相談又は通報窓口)

第9条 有償運送に係る相談又は通報窓口を社会福祉課に置く。

(守秘義務)

第10条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(謝礼金)

第11条 協議会の会議に出席した委員に対しては、その出席の都度、予算の定めるところにより謝礼金を支払う。

(協議結果の取扱い)

第12条 協議会において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

2 協議会において第8条第1号の申請に係る協議が調った場合には、当該申請を行った者は速やかに関係運輸支局等へ申請を行うものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和3年4月1日決裁佐社第1603号)

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(佐倉市福祉有償運送運営協議会要綱の廃止)

2 佐倉市福祉有償運送運営協議会要綱(平成26年8月20日施行)は、廃止する。